

6.7.23

2760

手力

第 7 号 吉 田 茂 昭和 6 年 7 月 23 日 橋本龍保 青 岡 時 規		常務理事 津田 一 郎 殿 協同會大阪支所長 草 岡 時 規		労働組合関係 全 争 議 期 間 昭和 6 年 7 月 2 日 昭和 6 年 7 月 8 日		労働組合名 大坂製煉鉄及鋼鉄煉 加人員 大坂市西淀川区上野原 大坂製煉鉄及鋼鉄煉 及鋼鉄煉		争議發生場所 工場 山等 事業主名(法人) 事業ノ種類 男女別 男 工 女 工 計		争議 生ヲ見ル ニ至リシ 要	
資公稱額 百五十万日		金本額 左阿系		前期ノ損益状況		争議者 大坂製煉鉄及鋼鉄煉 労働組合		争議 生ヲ見ル ニ至リシ 要 大坂製煉鉄及鋼鉄煉 労働組合 大坂市西淀川区上野原 大坂製煉鉄及鋼鉄煉 及鋼鉄煉		争議 生ヲ見ル ニ至リシ 要 大坂製煉鉄及鋼鉄煉 労働組合 大坂市西淀川区上野原 大坂製煉鉄及鋼鉄煉 及鋼鉄煉	

項 事 求 要

一、解雇手当トシテ
一人当り五万円
合計五千万五拾四日
(一人平均二日三千五
百円、八十四人分)
ヲ要スルモノトシテ

件 條 決 解

一、全一封(三十日)
但し、北町三丁目三九番地
二、同日、生後神政社
三、八十四名ニ於テ
一、従事年数ニ依リ、揚子加三二
三、勤続年数ヲ超過ス
二、揚子加三二ノ中、平均
係ニシテ、固年時、現
金(十萬)ヲ使用スルニ先取
權ヲ與フ
一、従事年数當時ニ於テ、現
金其他ノ相済、皆従事年
表ニテナラズ